

中国の財政改革とその現状

齊 藤 節 夫

はじめに

一. 中国の財政, 税制改革

1. 「分税制」の概要
2. 税制改革

二. 中国財政の現状

1. 中国の国家財政
2. 歳入に占める税金の割合
3. 分税制実施後の財政状況
4. 中央と地方の財政配分構造

三. 地方財政と地域経済

まとめ

はじめに

中国経済は、1978年に「改革、開放」政策を実施して以降、高度経済成長が持続している。中国経済の発展はアジア NIES, ASEAN 諸国の経済成長のダイナミズムとともに 21 世紀は、中国の時代、アジアの時代とも言われるに到った。

中国の「改革、開放」は中央集権化から分権化を行い、地方（省以下）

と企業に自主権を持たせることにより達成された。

しかるに、最近はその弊害も指摘されつつあり（地域格差等）、「先富論」（まず条件のある所から富かになる。貧しい所は富かな所に追いつき次ぎに富かになる）、から「共同富裕論」（すべての地域が共に富かになる）へと政策の変更もみられる。

ここでは、中央集権化と分権化（あるいは中央と地方）との関連を考慮しつつ、「改革」の中でも重要な財政、税制改革にポイントをしぼり分析することにする。

焦点は「改革、開放」政策で分権化し、地方の権限が強くなった「諸侯経済」を、中国全体の資金の配分という視点から、中央政府の財政権限が強化できるか否かである。

その場合、1994年の財政改革が極めて重要であるのでその意義と、同時に同年に実施された「分税制」によって、資金の流れがどのように変化しつつあるのかをみていく。

一で財政、税制改革の詳細をのべ、二で中国の財政の現況、三で、地方財政と地域経済についてみていく。

一. 中国の財政、税制改革

1. 「分税制」の概要

中国は1994年に財政、税制改革を行い中共14期3中総会で決定したように、社会主義市場経済体制にみあった財政、税制体系を構築しようとした。今回の財稅改革は今迄の財政、税制改革の集大成である。

財政改革のポイントは「分税制」にある。「分税制」とは、中央財政と地方財政の区分を明確にし、各々の財政を確立することをさす。また、税制改革のポイントは、国際慣行にそった「統一した税法、公平な税負担、簡素化した税制」をめざすものである。

ここではまず分税制の目的と意義、つぎに税制改革の概要についてふれ

る(注1)。

分税制は社会主義市場経済体制の要求にみあったもので、中央と地方の分配関係を処理する財政管理体制であるという。

つまり、中央と地方政府の職務権限に基づき各レベルの財政の支出範囲を確定する。職務権限と財政権限の統一をもとに、中央税、地方税、中央・地方共有税に分け、中央税収と地方税収の体系を確立する。

中央財政は、国家の安全、外交と中央国家機関の運営に必要な経費、国民経済構造の調整、地区開発の協調、マクロコントロールの実施に必要な支出、中央が直接管理する事業の発展等の支出に使われる。地方財政は当該地区の政権機関の運営に必要な支出および地区の経済、事業発展に必要な支出をうけもつ。

具体的には、1表、2表のように財政収入に関しては税種を中央収入、地方収入、中央と地方共有収入に分け、また、財政支出では中央財政支出と地方財政支出に分ける。

この制度改革を行うことで、後述するように、現在の国家財政のうち歳入では中央財政が4割、地方財政が6割であるのを(7表参照)、中央財政を6割、地方財政を4割とし、中央への財源集中を行う。その上、一旦、中央に集中した資金を地方税収に返還する方法をとり、中央の権限を強める制度を作ろうとする。従って、分税制にとって地方に返還する金額がポイントである。返還する額につき、「国务院の分税制の財政管理体制を实行することに関する決定」は次のように述べている。

中央財政が地方税収に対して返還する額は1993年を基準年とする。1993年の地方の実際の収入および税制改革における中央と地方の収入区分に応じて、93年に地方から中央に交付する収入の金額を確定する(すなわち、消費税+75%の付加価値税-中央から地方へ交付する金額)。

93年に中央に交付する収入金額は全額地方に返還し、現在の地方の既得財力を保証し、今後中央の地方に対する税収の返還基数とする。94年以降、税収の返還額は93年の基数に基づき毎年逦増し、逦増率は全国の

1表 分税制（財政収入）

(一) 中央固定収入
関税，税関が代理に徴収する消費税と付加価値税，消費税，中央企業所得税，地方銀行・外資系銀行・非銀行など金融企業所得税，鉄道部門・各銀行本店・各保険会社本店などが一括して納付する収入（営業税，所得税，利潤及び都市維持建設税を含む），中央企業上納の利潤。
(二) 地方固定収入
営業税（鉄道部門，各銀行本店，各保険会社本店が一括して納付する営業税を含まず），地方企業所得税（上記地方銀行，外資系銀行及び非銀行などの金融企業の所得税を含まず），地方企業上納利潤，個人所得税，都市の土地使用税，固定資産投資調節税，都市維持建設税（鉄道部門，各銀行本店，各保険会社本店が一括して納付する部分を含まず），不動産税，自動車・船舶使用税，印紙税，屠殺税，農・牧業税，農業特産税，耕地占用税，契約税，遺産・贈与税，土地付加価値税，国有地有償使用収入。
(三) 中央と地方の共有収入
①付加価値税（中央75%，地方25%）。 ②資源税（資源の品種により区分。海洋石油資源税は中央収入でその他の大部分は地方収入）。 ③証券取引税（中央50%，地方50%）。

（資料）『國務院關於実行分税制財政管理体制的決定』。（1993年12月15日）

2表 分税制（財政支出）

(一) 中央財政支出
①国防費，②武警費，③外交と援助支出，④中央クラスの行政管理費，⑤中央が統一して管理する基本建設投資，⑥中央直属企業の技術改造と新製品試作費，⑦地質調査費，⑧中央財政による農業支援支出，⑨中央負担の内外債務元利返済支出，⑩中央負担の公安，検察，司法支出及び文化，教育，衛生，科学などの各事業費。
(二) 地方財政支出
①地方行政管理費，②公安・検察・司法支出，③一部の武警費，④民兵事業費，⑤地方の手配する基本建設投資，⑥地方企業の技術改造と新製品試作費，⑦農業支援支出，⑧都市維持・建設経費，⑨地方の文化，教育，衛生等事業費，⑩価格補助支出。

（資料）1表と同じ。

付加価値税と消費税の平均増加率の1:03の係数で確定する。すなわち上記の二つの税の全国平均増加率が1%増すごとに、中央財政の地方に対する税込返還を0.3%増とする。

以上が分税制の概要である。

分税制が実施され2年間が経過した。実施状況につき財政相の劉中藜は次のように評価する。

分税制により補助と特別補助、租税還付からなる移転支出システムは一応形成された。しかし、このシステムはまだ不十分である。

この制度を確立するためには、①引き続き中央政府と地方政府間の職務区分を明確にする。②省レベル以下の分税制体制にかかわる問題と地方の租税体制を整える。③租税の徴収制度の完備が必要である^(注2)。分税制はまだ過渡期にあると言えよう。

2. 税制改革

中国は1994年に税制改革を行った。これは1984年の「利改税」(利潤上納を税金納付とする改革)後、歳入に占める税収の比重が増したが、税収の主要財源である工商税の改革を行なわなかったために実施するものであり、税制全体に対する構造的な改革である。

従来中国の税制は、「多税種、多段階、多重徴収の複合税制」と言われ、かなり不公平であった^(注3)。その弊害は次の点で指摘できる。

1. 税制構造が不合理で、税負担が不公平。

例えば、企業所得税は所有制の性格によって異なり、国有大中型企業は、企業所得税55%のほか、調節税が課せられる。しかし、国有小企業と集団(郷鎮を含む)企業には、8級超過累進税率を実施し、最高55%、最低10%である。私営企業は35%、外資系企業は30%で、別に3%の地方税がかかる。そのうち、沿海経済開発区は24%プラス3%、経済特別区と経済技術開発区は15%プラス3%である。

2. 国有企業の税負担が重い。

前述のように国有大中型企業は所得税負担が他の企業に比して重いのにさらに、納税後の利潤のかなりの部分を上納しなければならない。

3. 国内企業と外資系企業が異なる税制を適用。

4. 分税制の実施に適合しない税種。

このために、94年の税制改革は、統一した税法、税負担の公平化、税制の簡素化、合理的分権等を目的に実施された。

税種は94年の税制改革後次のようになった。

1. 企業所得税

異なる所有制にそれぞれ異なる税種と税率を設けていたのを改め、国内企業所得税を統一する。税率は33%とする。外資系の企業所得税は次の段階で統一する。この税率はほぼ国際的基準に近づいている。

2. 個人所得税

賃金、給与所得が月収800元を上回る者に対しては、その超過部分に対し5—45%までの累進税率で課税する。中国人と中国国内で所得のある外国人に対して普遍的に統一した個人所得税を課す。

3. 流通税

今までの流通税は、付加価値税（増値税）、製品税（産品税）、営業税であったが、これを、付加価値税、消費税、営業税に改める。

①付加価値税

商品の生産、卸売、小売および輸入に対して付加価値税をかける。税率は17%の基本的税率と13%の低税率がある。

②消費税

これは94年から新たに設けられた税種である。付加価値税を普遍的に実施後、一部の消費品に対して特別な調整を加えるために、少数の消費品に対して消費税を付け加える。合計11品目あり、タバコ、酒、化粧品、高価な装身具、オートバイ、乗用車、ガソリン、ディーゼル油などである。

③営業税

付加価値税をかけない労務提供と第三次産業から営業税を徴収する。

4. その他

資源税，土地付加価値税，証券取引税，都市農村建設保護税，土地使用税など。

結局，以上でみられるように94年税制改革の柱は，流通税と所得税の改革にある。全体では改革後の工商税の税種は32から18へと減らされ簡素化された。（税種についてはこれ以外の数字もあり明確でない）。

結局，今回の分税制の導入と租税改革を実施することで社会主義市場経済体制に適応した財政，税制を作り出そうとした。

しかし，中国では久しく，社会主義経済体制の下で，財政については「統収統支」（歳入と歳出を中央が統制すること）を行ってきた。そのために，財政，税制改革に慣れていない。

その上，①過去に「改革，開放」で豊かになった沿海諸省が分税制に反対し，②中国人に納税の意識が希薄で現在でも租税の徴収，管理において絶えず問題が発生し，③当局も規定以外の税を勝手に作ったりしてきた（とくに，地方税の税種は不明確）こと等を考えると，制度を作ったからと言ってもすぐに機能する訳ではない。制度に魂が入るまでには紆余曲折があろう。

二. 中国財政の現状

ここでは，中国の財政の実態を，国家財政，税金と税種，分税制後の財政状況，中央と地方の財政配分構造につきみていく。

1. 中国の国家財政

中国はこの数年来，財政改革を行ってきた。分税制と税制改革以外に，1992年に国家予算を単式予算から複式予算へと改めた。単式予算とは国の財政収支を統一された予算表の中にまとめるものであるが，これに対して複式予算では現行の予算を経常予算と建設予算の2つの部分に分け，各

種の財政収支を性格の違いに応じていずれかに分ける方式である。

その特徴として、第1に、単式予算方式では財政収支の全体がわかる利点はあるが、經常予算収支と建設予算収支の規模および資金ルートは明確にできない。複式予算ではこれが可能である。第2に、經常予算は収支の均衡をとり余剰金を生み出し、それを経済建設に用いることができる。建設予算は必要性と財力に応じて編成できる。第3に、予算の収支状態に対して財政管理が可能である^(注4)。

つまり、經常的予算では赤字予算を組まずに資金調達能力に応じて投資規模を抑制し、また、建設予算において赤字が発生した場合は国債を発行し補填することが可能である。

中国の予算は全国人民代表大会で討論されるが、外部に公表されるのはごくわずかであり細部を把握しにくい。3表と4表で中国の国家予算（つまり中央予算と地方予算を併せたもの）を示した。

3表 1996年予算の經常収支

(単位：億元)

經常収入	各種租税収入	6328.19
	その他	459.11
合計		6629.30 (注1)
經常支出	非生産的基本建設支出	250.86
	事業発展・社会保障支出	2182.23
	国家機構建設支出	1688.71
	うち行政管理費	552.56
	国防費	702.27
	価格差補給金支出	385.09
	その他	956.75
	中央・地方予備費	107.00
合計		5670.64
剰余金		958.66

(注1) 非生産的企業欠損補助金として158億元が計上されたが、既に収入から控除してある。

(資料) 『財政』1996年5期。

4表 1996年予算の建設収支

(単位：億元)

建設収入	經常予算剰余金繰入額	958.66
	特別建設収入	461.68
合計		1201.54 (注1)
建設支出	生産的基本建設支出	594.59
	企業潜在力発掘・技術改良 資金及び新製品開発費	496.18
	農業生産助成支出	267.50
	都市保全・建設支出	306.63
	合計	1815.96
差額		614.42 (注2)

(注1) 生産的企業欠損補助金として 218.80 億元が計上され、既に収入から控除してある。

(注2) この差額は債券発行によって補てんする。

(注3) 96年の債務総額	1952.57
うち今年度満期の国内・国外債務元利償還	1331.69
国家重点建設向け国外借款	6.46
赤字補てんのための債務発行	614.42

(資料)『財政』1996年5期。

さらに、また、国家が把握する予算（正確には国家予算内資金）に対して、第二の予算と言われる「予算外資金」（地方、企業が予算以外で持つ資金）もあり、これが膨大で現在、そのコントロールが問題となっている。他に①財政赤字、特に実質赤字の増加、②GDPに占める財政収入の割合の低下等課題も多い(注5)。

2. 歳入に占める税金の割合

国家の歳入に占める税収の割合は、1984年の「利改税」（利潤を税金納付に改める方式）以降ウエイトが増している。

最近の割合は5表の通りであり歳入の8、9割が税収である。税収の内訳を示したものが6表の各種税収であるが、工商税が76%と圧倒的に多い(94年)。以下、国有企業所得税11.9%、関税5.3%、農業税・牧畜業

5表 歳入とその構成

(単位：億元)

項目 年度	総収入	税収	企業収入	債務収入	エネルギー・ 交通重点建 設基金収入	その他 収入	企業欠損 補助金
1978	1121.1	519.28	571.99			29.85	
1984	1501.9	947.35	276.77	77.34	122.45	77.95	
1985	1866.4	2040.79	43.75	89.85	146.79	52.24	
1989	2947.9	2727.40	63.60	282.97	202.18	270.60	-598.88
1992	4153.1	3296.91	59.97	669.68	157.11	414.34	-444.96
1993	5088.2	4255.30	49.49	739.22	117.72	337.73	-411.29
1994	5218.1	5126.88		1175.25	53.96	403.48	-366.22

(注) 1994年の収入には債務収入は含まれない。

(資料)『中国統計年鑑(1995)』p. 215, p. 218

6表 各種税収

(単位：億元)

年度	合計	工商税 収	そのうち				関税	農業税 牧畜業 税	国有企 業所得 税	集団企 業所得 税
			製品税	付加価値 税	営業税	消費税				
1985	2040.79	1097.47	594.60	147.70	211.07	—	205.21	42.05	595.84	100.22
1989	2727.40	1760.49	530.28	430.83	487.30	—	181.54	84.94	583.59	116.84
1990	2821.86	1858.99	580.93	400.00	515.75	—	159.01	87.86	604.12	111.88
1991	2990.17	1981.11	629.41	406.36	564.00	—	187.28	90.65	627.59	103.54
1992	3296.91	2244.21	693.25	705.93	658.67	—	212.75	119.17	624.77	96.01
1993	4255.30	3194.49	821.42	1081.48	966.09	—	256.47	125.74	582.91	95.69
1994	5126.88	3914.22	—	2308.34	670.02	487.40	272.68	231.49	609.75	98.74

(注) 1994年の税制改革後、流通税は付加価値税、消費税、営業税となり、製品税は廃止された。

(資料)『中国財政年鑑(1995)』pp. 400-401.

税4.5%、集団企業所得税1.9%の順となる。

前述のように工商税は、1994年の税制改革後、付加価値税、製品税、営業税から、付加価値税、消費税、営業税に改められた。このために、税制改革後、後者の3税のウェイトが高くなってきたが、今後ともこの傾向は続こう。

結局、国家の歳入は、利潤にかわって税収が主要財源となった。また、

税金の中でも、付加価値税、消費税、営業税の占める比重及び所得税の占める割合が大きくなった。

こうした意味において、今回の税制改革後は、利潤より税金に重点を置かなければならない。税金は、社会主義市場経済体制の下で、国民所得の再分配、インフレの抑制、景気の調整等の手段として重要性が増してきた。

3. 分税制実施後の財政状況

分税制は、1994年1月1日から実施された。分税制実施後の状況をみると、93年迄は中央政府が収入、支出とも全体の40%、地方政府が同じく60%を占めていた（7表）。しかるに分税制実施後は、財制収入に関しては中央対地方が56対44、財政支出については中央対地方が30対70となり、中央収入は確かに増加している。このために、財政当局の当初の目的は達せられた。

さらに、分税制後、省レベルの財政がどのように変化したのかを把握したいが、資料の点でむづかしい。

4. 中央と地方の財政配分構造

分税制以前の地方財政の実態を分析する。

中央財政と地方（省）財政の関係をみると、中央から地方への補助収入と、地方から中央への上納支出を行うことにより省財政はバランスをとっている。

8表は92年の中央補助収入と地方から中央への上納支出の割合を示したものである。

補助収入の比率が高いのは、①チベット88.9%、②青海55.6%、③新疆53.4%、④寧夏53.3%、⑤内モンゴ44.8%、⑥海南34.6%等の順となる。

他方、上納比率が高いのは、①上海57.2%、②江蘇37.2%、③天津35%、④浙江32.9%、⑤遼寧28.7%の順である。反対に、内モンゴ、吉林、江西、広西、海南、貴州、チベット、陝西、甘肅、青海、寧夏、新疆はほ

7表 中央財政と地方財政

年度	財政収入			財政支出		
	(億元)	中央(%)	地方(%)	(億元)	中央(%)	地方(%)
1986	2260.3	40.6	59.4	2330.8	41.3	58.7
87	2368.9	38.2	61.8	2448.5	42.1	57.9
88	2628.0	39.8	60.2	2706.6	39.2	60.8
89	2947.9	37.5	62.5	3040.2	36.4	63.6
90	3312.6	41.3	58.7	3452.2	39.8	60.2
91	3610.9	38.8	61.2	3813.6	39.8	60.2
92	4153.1	39.7	60.3	4389.7	41.4	58.6
93	5088.2	33.3	66.7	5287.4	37.0	63.0
94	5218.1	55.7	44.3	5792.6	30.3	69.7

(注) 93年と94年では収入、支出に含まれる項目が異なる。

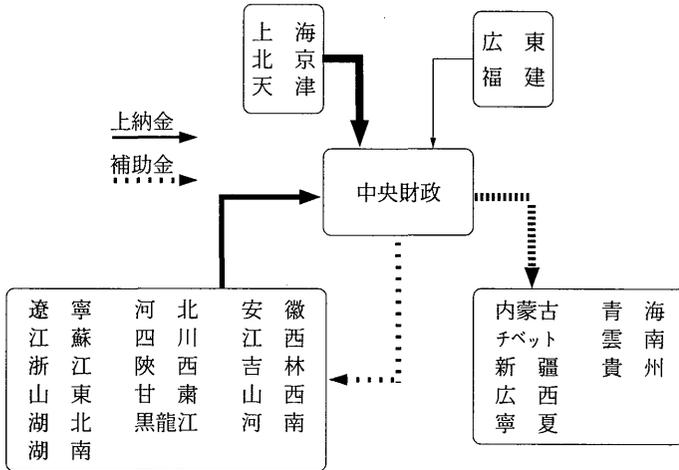
(資料) 『中国統計年鑑(1995)』p. 222より作成

8表 中央と地方の財政収支(1992年)

省・直轄市 ・自治区	中央補助収入 比率(%)	中央上納支出 比率(%)	省・直轄市 ・自治区	中央補助収入 比率(%)	中央上納支出 比率(%)
北 京	—	—	河 南	18.6	12.2
天 津	12.8	35.0	湖 北	20.9	20.9
河 北	15.9	18.1	湖 南	16.3	12.2
山 西	16.9	10.9	広 東	10.0	14.6
内 蒙 古	44.8	0.7	広 西	20.3	1.7
遼 寧	23.0	28.7	海 南	34.6	1.1
吉 林	31.1	0.3	四 川	19.8	9.5
黒 龍 江	26.3	9.0	貴 州	22.4	1.4
上 海	7.7	57.2	雲 南	13.3	5.1
江 蘇	14.8	37.2	チベット	88.9	—
浙 江	11.9	32.9	陝 西	20.7	2.1
安 徽	26.7	8.0	甘 肅	22.2	1.4
福 建	12.9	3.0	青 海	55.6	1.3
江 西	27.8	1.6	寧 夏	53.3	0.1
山 東	16.5	14.3	新 疆	53.4	0.5

(資料) 『中国財政年鑑(1993年)』pp. 597-642.

1 図 中央と地方の財政配分構造



(注) 線の太さは大小の程度を示す。
 (資料)『国際問題』1995年10月号 p. 31 より作成。

とんど上納していない。

中央と地方の財政関係は1978年以前は「統収統支」(地方の収入を中央政府が吸いあげ中央が地方に分配する制度)で、中央政府の権限が強かった。しかるに、78年の「改革、開放」以後、分権化し、地方に財政請負制をさせた結果、地方の権限が強化され中央政府の権限は弱体化している。

分税制にいたる過程および中央と地方との関係は複雑である(註5)。今迄の中央と地方との財政配分は、大まかにみれば1図のようになる。

上海、北京、天津は最も上納金が多く、国家の歳入の3分の1を占める。反対に補助金が最も多いのは最貧困地区の3省5自治区(内モンゴル、新疆、チベット、広西、寧夏、雲南、貴州、青海)で、貧困省4省(陝西、甘肅、吉林、江西)がこれに続く。広東、福建は中央と「大請負制」(自主権が最も大きい請負制)を結び、特別な関係にある。他の省は上納金と補助金を両方とも行っている。

以上が分税制にいたる以前の中央と地方の財政構造である。分税制後、どのように変化しているのかは不明である。

三. 地方財政と地域経済

ここでは、地方（省）レベルの財政状況と諸地域（沿海・中部・西部）の経済規模についてみていく。

周知のように、中国経済は、1978年の「改革、開放」以降、高度経済成長が持続している。この政策は「先富論」（先に条件のある所が富かになる。貧しい所は豊かな所に追いつくという思想）に基づいたものとされ、沿海部を中心に高度経済成長が続いてきた。しかし、最近では、沿海部と中部、西部地域の格差拡大が問題になっている（言う迄もなく中国経済はこの他にも、農業基盤の弱さ、国有企業の改革の遅れ、インフレ、党と幹部の腐敗等さまざまな問題をかかえているが）。そのために、最近「先富論」にかわって「共同富裕論」（沿海部のみならず、中、西部も共に富かになる）へと政策の変更がみられる。最近問題となっている経済特区の廃止の是非もその考え方の延長線上にある。

分税制の採用も、地方に分散した資金を集中し中央政府の財源を増し、財政面から地域格差の是正につとめることにある。

ここでは、省財政を分析する前に、地域間の格差をみていこう。

中国の国土を東部（沿海部）、中部、西部と分けた場合、それぞれに含まれる省、市、自治区は次の通りである。（2図）

沿海部：北京、天津、河北、遼寧、上海、江蘇、浙江、福建、山東、広東、広西、海南

中部：山西、内蒙古、吉林、黒龍江、安徽、江西、河南、湖北、湖南

西部：四川、貴州、雲南、チベット、陝西、甘肅、青海、寧夏、新疆

次に、沿海部と内陸部の経済規模についてみれば、次のとおりである。

（9表参照）

1992年では中国全体の1割強の面積、4割の人口しか占めていない沿海部が、中国全体の6割のGNP、工業生産額の7割、輸出の8割、直接投資受け入れ額の9割を占めた。一方、面積、人口の過半数を占める内陸部は、GNPの4割、工業生産の3割を占めるにすぎず、輸出、直接投資受け入れの面でも大きな開きがあるとともに、沿海部に比べて市場経済の担い手である郷鎮企業の割合が低い^(注6)。

現在、貧困状況にある7千万～8千万人（年収300元以下）は、地域的には中・西部に居住する人が圧倒的に多い。

また、格差の拡大のために内陸から沿海への大規模な人口移動を生み、都市に労働力が流入する「民工潮」をも引きおこしている。さらに、中・西部は自治区と少数民族地区を含み、チベット、新疆のように政治的にも多くの問題を抱えている。中・西部の振興は中国の安定にとって緊急の課題である。

このような現状に対して、今後の地域政策がどのようなものであるかを、第9次5カ年計画と2010年の計画を分析する中でみていく^(注7)。

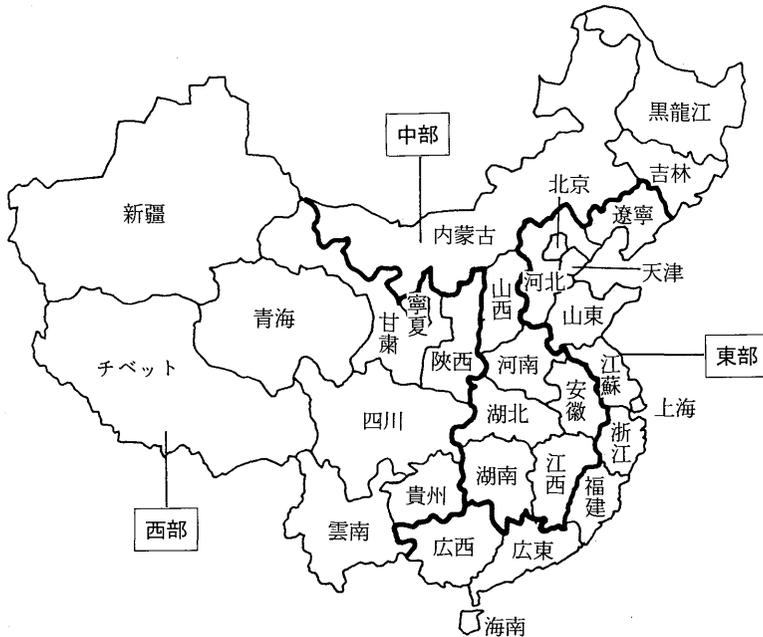
当初、中国は2000年までにGNPを1980年の4倍に増やすという計画をたてた（第一段階の戦略配置）。しかし、これは1995年に繰り上げ達成された。そこで、今後の計画では、中国の人口が1980年より約3億人増える状況の下で、2000年までに一人当たりGNPを80年の4倍に増やすという（第二段階の戦略配置）。この段階で貧困を基本的に解消し、人民の生活を小康（衣食足りてまずまずの状態）にもっていく。第9次5カ年計画(1996—2000年)の任務である。

その上、第三段階としては2010年までにGNPを2000年の2倍に増やす。

こうした長期計画の下で、第9次5カ年計画期から内陸地区の経済発展を重視し、地域発展の格差を縮小する方針を打ち出した。

地域発展戦略は50年代の毛沢東の『十大関係を論ず』で内陸工業を振興すべきと述べて以来、60年代中期には、三線建設（戦略的大後方）の

2 図 中国の諸地域



下で内陸部が重視され、78年迄は沿海、内陸とも発展させるという地域経済のバランスをとった発展政策がとられた。

現在では、「改革、開放」政策の下で、沿海部が豊かになり、中・西部も「それなりに」底上げが計られた。しかし、地域間の格差は拡大しつつある。今後は省内での格差の是正とともに、中・西部のレベル・アップが焦眉の急である。

地域経済の振興では、東部地区は、①輸出指向型経済の発展、②ハイテク・新技術、集約経営による資源消費の少ない、付加価値の高い、技術水準の高い産業と製品、③比較的発達した農業の確立をめざす。中・西部は資源の優位性を発揮し、農業・林業・畜産業とその加工業、エネルギーと鉱物資源の開発を行う。

9表 沿海部と内陸部の経済規模（1992年）

	沿海部	内 陸 部	
		中部内陸	西部内陸
面積（万km ² ）	130	285	545
全国に占めるシェア	(13.5)	(29.7)	(56.8)
人口（万人）	48,122	41,781	26,667
全国に占めるシェア	(41.3)	(35.8)	(22.9)
GNP（億元）	13,531	6,687	3,709
全国に占めるシェア	(56.6)	(27.9)	(15.5)
1人当たりのGNP（ドル）	510	290	252
工業生産総額（億元）	24,363	8,628	4,075
全国に占めるシェア	(65.7)	(23.3)	(11.0)
郷鎮企業生産総額／工業生産総額	(59.6)	(38.9)	(33.3)
輸出総額（億ドル）	701	113	36
全国に占めるシェア	(82.5)	(13.3)	(4.2)
輸出総額／GNP	(28.6)	(9.3)	(5.3)
直接投資受入れ額（億ドル）	515	43	20
全国に占めるシェア	(89.1)	(7.4)	(3.5)
直接投資受入れ額／GNP	(21.0)	(3.5)	(3.0)

（注1）郷鎮企業総生産額は、外資系企業を含む。

（注2）直接投資受入れ額は、認可ベース。

（資料）中国統計年鑑，中国対外経済貿易年鑑。

しかも、この開発では省を超えた経済地域の形成をめざす。上海をけん引車とする長江デルタ・長江沿岸地区、珠江デルタと福建東南地区を中心とした東南沿海経済区、遼東半島、山東半島、北京・天津・河北を主とする環渤海経済圏等と東北、西南、西北での重点産業区を考える。

こうした「共同富裕論」達成の鍵は、資金にあるし、中央の財政支出以外に省レベルの財政が重要である。そこで、次に省財政を分析する。

10表で示すとおり、全国財政収入に占める省財政の比重が大きいのは、①広東5.7%、②上海3.3%、③遼寧2.9%、④江蘇、四川、山東2.6%、⑤河北、福建、浙江、河南1.8%の順となる。同じく財政支出も①広東7.2%、

10表 省、市、自治区の全国財政に占める比重（1994年）

地 区	全国財政収入に占める比重 (%)	全国財政支出に占める比重 (%)	地 区	全国財政収入に占める比重 (%)	全国財政支出に占める比重 (%)
北 京	0.9	1.7	河 南	1.8	2.9
天 津	1.0	1.2	湖 北	1.5	2.4
河 北	1.8	2.8	湖 南	1.6	2.6
山 西	1.0	1.5	広 東	5.7	7.2
内 蒙 古	0.7	1.6	広 西	1.2	2.2
遼 寧	2.9	3.9	海 南	0.5	0.7
吉 林	1.0	1.8	四 川	2.6	4.1
黒 龍 江	1.6	2.5	貴 州	0.6	1.3
上 海	3.3	3.3	雲 南	1.5	3.5
江 蘇	2.6	3.5	チベット	0.1	0.5
浙 江	1.8	2.6	陝 西	0.8	1.5
安 徽	1.0	1.6	甘 肅	0.6	1.2
福 建	1.8	2.4	青 海	0.1	0.4
江 西	0.9	1.6	寧 夏	0.1	0.3
山 東	2.6	3.8	新 疆	0.5	1.2

（資料）『中国財政年鑑（1995年）』p. 445

②四川4.1%、③遼寧3.9%、④山東3.8%、⑤雲南、江蘇3.5%、⑥上海3.3%の順となる。

結局、財政収入の多い省は財政支出も多い（雲南を除く）。しかも、大多数は東部沿海の諸省である。

財政収入と支出とも低いのは、3省5自治区と貧困省4省である。

省レベルの総額でみる限り、東部の諸省が豊かで、中・西部の3省5自治区を中心に財政規模が小さい。

さらに、省レベルの一人当たり財政収支について分析する（11表）。

一人当たり財政収入が多いのは①上海1,256元、②天津538元、③広東446元、④北京等の順になる。また、チベットは234元と第8位である。反対に低いのは貴州90元、②安徽92元、③河南103元、④四川121元、

11表 省、市、自治区の一人当たり平均財政収支（1994年）

地区	財政収入				財政支出			
	金額 (万元)	総収入 に基づく 順位	1人当 り平均 (元/人)	1人当 り平均 の順位	金額 (万元)	総収入 に基づく 順位	1人当 り平均 (元/人)	1人当 り平均 の順位
北京	458,513	21	410.9	4	985,302	17	882.9	3
天津	501,519	19	538.1	2	723,229	25	776.0	4
河北	952,249	7	149.0	18	1,608,350	9	251.6	22
山西	538,224	17	176.8	14	892,289	21	293.0	18
内蒙古	362,969	23	161.0	16	928,235	19	411.8	12
遼寧	1,536,688	3	377.9	6	2,235,827	3	549.9	7
吉林	512,669	18	199.0	11	1,045,932	16	406.0	13
黒龍江	846,552	12	230.2	9	1,423,973	12	387.3	14
上海	1,696,194	2	1,256.4	1	1,908,438	7	1,413.7	1
江蘇	1,366,210	4	195.0	12	2,001,729	6	285.6	19
浙江	946,305	8	220.3	10	1,530,285	10	356.2	16
安徽	546,786	16	91.8	29	932,746	18	156.6	30
福建	919,384	10	288.8	7	1,377,261	13	432.6	11
江西	492,907	20	122.6	24	920,290	20	229.0	26
山東	1,346,611	6	155.8	17	2,187,683	4	253.1	21
河南	933,522	9	103.3	28	1,696,235	8	187.7	29
湖北	774,641	13	135.3	22	1,372,044	14	239.6	24
湖南	858,883	11	135.1	23	1,514,900	11	238.3	25
広東	2,987,049	1	446.4	3	4,168,280	1	623.0	5
広西	622,617	15	138.5	21	1,249,283	15	277.9	20
海南	275,316	27	386.7	5	400,117	27	562.0	6
四川	1,359,943	5	121.3	27	2,373,932	2	211.7	28
貴州	312,430	24	90.4	30	742,327	23	214.8	27
雲南	767,018	14	194.7	13	2,037,309	5	517.2	9
チベット	55,359	30	233.6	8	302,998	28	1,278.5	2
陝西	425,886	22	122.3	26	855,158	22	245.7	23
甘肅	290,797	25	122.4	25	723,817	24	304.6	17
青海	70,074	29	148.1	19	253,649	29	536.3	8
寧夏	71,728	28	142.9	20	193,754	30	386.0	15
新疆	286,989	26	176.4	15	710,962	26	437.0	10

(資料)『中国財政年鑑（1995年）』p. 446

以下陝西、甘肅、江西の順となる。一人当たり財政収入で最高の上海と最低の貴州では14倍の差がある。

同様に財政支出も上海、北京、天津等が多いが、チベット（1,278元）、

青海、雲南、新疆は上位に位置する。補助金のためであろう。下位は、安徽、河南、四川、貴州、江西、湖南、湖北の順である。最貧困省が下位に位置しないのはやはり補助金のためである。ただし、上海と安徽の差は9倍と大きい。

以上でみられるように、財政規模に関しても、中・西部は沿海省に比較してかなりの差があるのが現状である。

中・西部の振興のためには、貧困省に対する財政による助成（つまり分税制による財政移転支払制度の確立）、中央政府の財政援助、沿海の省による内陸部の省への財政支援、民間投資、外資の導入等が必要であろう。

中でも、省財政の拡大は基本である。今後、豊かな省から上納した資金を貧困な省へと財政資金の再配分が求められる。分税制が求められる由縁である。

こうして実施された分税制であるが、分税制の実施に当っては、朱溶基によれば「日本の経験にも学んだ」^(注8)とも言われる。

日本の場合、税金については国が70%、自治体が30%の割合で分ける。ところが、国と自治体の予算を合計して10とするなら、行政事業量の30%を国が、残る70%を自治体がこなし、仕事量は自治体が2倍である。その差額を補助金（国庫支出金）と地方交付税交付金で埋めている。中央が自治体を、都市が農村を貢ぐ構造になっている^(注9)。

しかるに、中央は補助金と地方交付税交付金、機関委任事務を行なわせることにより自治体を支配する^(注10)。

日本と中国は国と地方の財政構造が異なるので、一概には言えないが、中国の分税制のめざすところも、地方が分権化し中央のコントロールが弱まってきた構造を、中央集権化することによって、資金を中央に集中させ、中央から補助金、交付金といった形式で、中央が地方をコントロールする構造を考えているようだ。

そのために、分税制では当面中央の財政を4割から6割に増加させようとする。しかし、分税制の規定では、既存の省の財力は保証するとしてい

るので、中央と地方の財政資金が急激に変化するとは思えない。

まとめ

中共 11 期 3 中総会以降、鄧小平の採った政策は、経済は自由化し、政治は引きしめを実施するという「開発独裁型」の政策であった。

その結果、経済は集権化から分権化され地方と企業がやる気を起こし、高度経済成長が持続している。しかし、他方で政治的には地方分権化をもたらし、中央政府の支配力は弱体化している。

現指導部としては、今後とも中国を安定させるためには中央の権力を強化しなければならない。その点で、財政改革の意義は大きい。

中国経済の弱い環（農業基盤の弱さ、国有企業の経営の非効率、インフレ、腐敗、環境問題等）を克服するとともに、沿海部と内陸部の格差是正を計るためには財・税改革は欠かせない。

ただし、分税制の実施は省の財源に係る問題であるので、経済問題であるとともに政治的な問題でもある。この制度が今後、どう運営されるのか興味深い。

注

(注 1) 「國務院關於実行分税制財政管理体制的決定」(1993 年 12 月 15 日)による

(注 2) 「關於 1995 年中央和地方予算執行情况及 1996 年中央和地方予算草案的報告」『財政』1996 年 5 期

(注 3) 「新しい税制がスタート」、『北京週報』, 1994 年 No. 11。「中国財政税制改革の重要な施策」、『中国經濟』1994 年 3 月号。「統一税制へ大きく踏み出す」『北京週報』1993 年 No. 25。『中国新稅收制度應用指南』pp. 113—115。『94 財稅大變革—分稅制與新稅法』。

(注 4) 『財政』1992 年 5 期。『北京週報』1992 年 No. 49。

(注 5) この問題については筆者の「中国の財政、税制改革と当面する財政課題」『下関市立大学論集』(第 38 卷 3 号)で論じたので参照のこと。

- (注6) 『平成6年版, 経済協力の現状と問題点』 pp. 89—107
- (注7) 「中共中央關於制定国民經濟和社会發展『九五』計画和2010年遠景目標的建議」『人民日報』1995年10月5日。
「東部と西部のバランスのとれた經濟發展を促進」『北京週報』1996年
No. 3。『中国地区差距報告』
- (注8) 「中国, 市場經濟2年後軌道に」『日本經濟新聞』1994年2月25日。
- (注9) 「都市, 農村にもう貢げない」, 『日本經濟新聞』1996年2月4日。吉田
和男『日本の国家予算』
- (注10) 日本でも地方分権がかなり問題になっている。「地方分権推進委員会
『中間報告』」等が詳しい。